

せて願ひする（※詳しくは、上記通知を参照。）

また、初めての試みとして、世界自閉症啓発デー（4月2日）の前日において、東京タワーを日没後から22：00までライトアップ（ブルー）するとともに、これにあわせて、東京タワー内の展示スペースにおいて、1日（金）から3日（日）までの3日間、世界自閉症啓発デーの趣旨や発達障害について理解してもらうため、パネルを使った展示やDVDの上映などの企画展を実施する方向で関係者と調整を行っている。

このライトアップについては、世界のいくつかの国においても、世界自閉症啓発デーに賛同し、その日に合わせて同様の取組を名所旧跡において行っているところであり、各自治体においても趣旨に鑑み同様の試みを検討するなど、自閉症をはじめとした発達障害施策のより一層の推進をお願いしたい。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取り組み等に関する情報を提供

（参考）発達障害者雇用開発助成金について

発達障害者の就労支援施策として、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、平成21年度より「発達障害者雇用開発助成金」を創設し、発達障害者のうち障害者手帳を所持していない者をハローワークの職業紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部を助成しているところである。

平成22年10月1日からは、支給要件のうち、地域障害者職業センターにおける職業評価を受けたことについては廃止されるなど、要件の緩和が行われたところ。（関連資料14（120頁））

発達障害者支援センター等において、本人向けのリーフレット等を活用し本事業の周知にご協力いただくとともに、ハローワーク等と連携するなどの本事業の効果的な実施についてのご協力をお願いしたい。

◆本人向けリーフレット（厚生労働省ホームページ内）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/pdf/hattatsu_leaflet02.pdf

1.5 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、重度の知的障害及び重度の肢体不自由児が重複する在宅の重症心身障害児（者）に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等を行うとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る事業である。

平成23年度予算案においては、在宅で暮らす重症心身障害児（者）への支援の充実を図るため、各都道府県、指定都市、中核市の実施見込みを踏まえ、実施か所数の増（B型施設15か所増）を図るとともに、現行、B型施設にお